

仕 様 書

本仕様書は、令和元年度旧県会議事堂整備事業に伴う根来寺遺跡遺物レプリカ作成業務委託について、必要な事項を定めたものである。

- 1 業務名称 令和元年度旧県会議事堂整備事業に伴う根来寺遺跡遺物レプリカ作成業務委託
- 2 作業の概要 根来寺遺跡から出土した遺物について型取りによるレプリカ作成を行う。

(目的)

第1条 本業務は、旧県会議事堂整備事業に伴う根来寺遺跡遺物レプリカ作成を行うことを目的とする。

(疑義)

第2条 本仕様書に明示なき事項又は疑義を生じた事項については、和歌山県（以下甲という。）と受託者（以下乙という。）協議のうえ、決定するものとする。

(準拠する法令等)

第3条 本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令及び諸規則・規程に基づいて行う。

- (1) 文化財保護法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 個人情報保護法
- (4) 和歌山県個人情報保護条例
- (5) 和歌山県財務規則
- (6) その他関係法令

2 本仕様書及び特記仕様書に明示なき事項で業務上必要な事項及び法令等は、甲の指示により、乙が責任をもって処理すること。

(報告の義務)

第4条 本業務実施期間中、乙は業務の進捗状況について、甲から問い合わせがあった場合、速やかに報告書を提出しなければならない。

2 甲と乙の打ち合わせ事項については、その内容を乙が業務打ち合せ簿に明記し、甲に提出の上、その承認を得ること。

(損害賠償)

第5条 乙は、本業務実施中に第三者より受け又は与えた損害については、乙の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて乙が負担する。

(資料の貸与及び返還)

第6条 甲は、本業務に必要な遺物及び参考資料を、乙に貸与する。乙は、貸与された遺物等の取り扱いには十分注意を払い、本業務完了後、甲の指示に従い直ちに返却する。

(秘密の保持)

第7条 乙は、本業務遂行中に知り得た事項及び内容全般について他に漏らしてはならない。

2 本業務で作成したデータにおいては、万全のセキュリティ管理により責任をもって管理し、外部への漏洩が生じないようにしなければならない。

(完了)

第8条 乙は、業務完了届、成果品納品書とともに成果品を提出し、完了検査を受けること。修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い再検査の合格をもって完了とする。

(かし等)

第9条 乙は、本業務完了後に成果品にかしが発見された場合は、速やかに甲の必要と認めらる修正その他必要な作業を、乙の負担において行う。

(成果品等の帰属)

第 10 条 本業務における成果については、甲に帰属するものであり、甲の承認を受けずに複製または他に公表、貸与してはならない。

(業務期間)

第 11 条 本業務の業務期間は、契約締結日の翌日から令和 2 年 2 月 2 8 日までとする。

(業務内容)

第 12 条 本業務の内容については、別紙特記仕様書に基づく工程とし、下記の通りとする。

(1) 計画準備

(2) 製作業務

イ) 遺物借用

ロ) 型取り作業

ハ) FRP 製原形製作

ニ) GRC (ガラス繊維補強セメント) 製複製品製作 (GRC 製のみ)

ホ) 彩色

ヘ) 遺物の清掃

(3) 納品作業

(業務完了報告書)

第 13 条 乙は、業務完了報告書作成にあたっては、各工程の写真を撮影するとともに、遺物レプリカの完成図面を作成すること。

(成果品)

第 14 条 本業務の成果品は、次の通りとする。

名称	数量	備考
遺物レプリカ	1 式	別添特記仕様書の通り
業務完了報告書	正本 1 部 副本 1 部	紙媒体とする。
遺物レプリカキャプション	1 式	ステンレス製エッジング、55×90 mm サイズ
業務打ち合せ簿その他必要な資料	1 式	紙媒体及び電子データとし、業務打ち合せ簿以外に納品を要する資料は、契約後に甲が指示する。

(成果品の帰属等)

第 15 条 本業務における成果品は、全て甲に帰属するものとする。

2 甲の許可なく成果品を他の公表、貸与又は使用してはならない。

特記仕様書

本特記仕様書は、令和元年度旧県会議事堂整備事業に伴う根来寺遺跡遺物レプリカ作成業務委託について、必要な事項を定めたものである。

1 対象遺物一覧

- ①備前焼壺 高さ 0.42m、口径 0.17m、最大径 0.37m、残存 90%
- ②備前焼徳利 高さ 0.35m、口径 0.08m、底部径 0.20m、残存 80%
- ③軒丸瓦 高さ 0.13m、長さ 0.32m、残存 95%
- ④鬼瓦（宝珠） 高さ 0.1m、幅 0.12m、幅 0.04 残存 70%
- ⑤青磁盤 高さ 0.06m、口径 0.24m 残存 60%
- ⑥青花皿 高さ 0.07m、口径 0.20m、残存 70%

2 遺物レプリカ成果品

【GRC 製】

- ①備前焼壺 1 個体
- ②備前焼徳利 1 個体
- ③軒丸瓦 1 個体
- ④鬼瓦（宝珠）1 個体

【FRP 製】 予備のため、彩色前の遺物レプリカを各 1 個体作成する。

- ⑤青磁盤 1 個体（予備 1 個体）
- ⑥青花皿 1 個体（予備 1 個体）

3 遺物レプリカ作成工程

（1）計画準備

（2）製作業務

イ）遺物借用

- ・ 和歌山県文化財収蔵庫（和歌山市岩橋1263）にて資料6点の借用作業を行う。
- ・ 工房搬入後、開梱及び写真撮影を行い作業前の状態を記録する

ロ）型取り作業

- 1)型取り前の状況写真を撮影する。
- 2)資料表面を錫箔で覆い、表面を保護する。
- 3)液状のシリコンを塗布し、ゴム膜状の内型を作成する。
- 4)シリコンの硬化後、石膏を塗布し、シリコンゴム膜型を支える外形を作成する。
- 5)石膏の硬化後、石膏製外型をはずす。次にシリコン製内型をはずす。この際、実物保護の目的で貼った錫箔は、ほとんどシリコン製内型に付いてはずれるが、残った場合は刷毛で除去する。

ハ）FRP 製原形製作

- 1) シリコン型の準備
- 2) 成形作業
 - ・ 出来上がったシリコン型にFRP を流し込む。
 - ・ 流し込む際に必要であれば、形状にあわせて補強材を型枠へ組み込む。
 - ・ 脱型→硬化後、型枠から外す。
- 3) 不足部分の復元・ 欠失部分を樹脂で復元する。
- 4) 樹脂成型品成形・ 表面のバリをとり、さらに細部の調整行う。

- ・ 3) の型取りを行う。
- ・ 出来上がったシリコン型に FRP を流し込み樹脂成型品を製作する。
- 5) 仕上げ作業
- 二) GRC (ガラス繊維補強セメント) 製遺物レプリカ製作
 - 0) 備前焼壺・備前焼徳利・軒丸瓦・鬼瓦のみGRCにて複製品製作を行う。
 - 1) 型枠製作
 - ・ FRP樹脂原形に対してシリコンを塗布し、型を製作する。
 - ・ シリコン型に対してバックアップを製作する。
 - 2) 成形作業
 - ・ 出来上がったシリコン製型枠にGRC を流し込む。
 - ・ 流し込む際、形状にあわせて金属製等の骨組みを組み立て、補強材として型枠へ組み込む。
 - ・ 脱型→硬化後、型枠から外す。
 - ・ 一定期間乾燥を行う
 - 3) 仕上げ作業・ 表面のバリをとり、さらに細部の調整を行う。
 - ホ) 彩色
 - ・ 参考となる資料を見ながら、ウレタン塗料を用い彩色を行う。
 - へ) 遺物の清掃
 - ト) キャプションの作成
- (3) 納品作業
 - ・ 和歌山県文化財収蔵庫 (和歌山市岩橋1263) にて、複製品の納品及び実物資料の返却を行う

4 注意事項

遺物レプリカ作成にあたっては、下記のことには留意する。

(1) 遺物の取り扱い

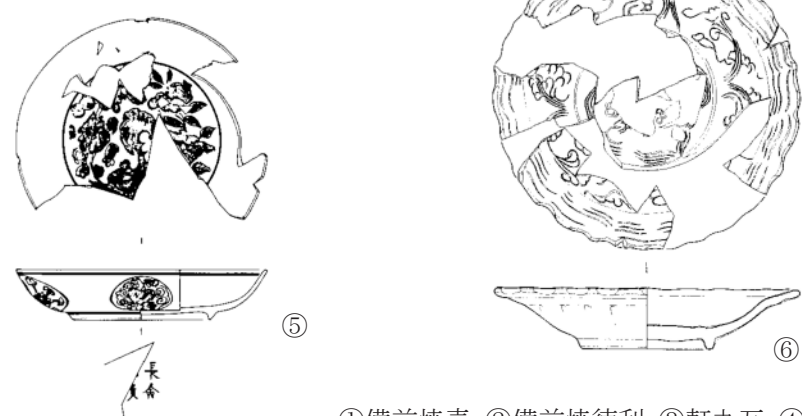
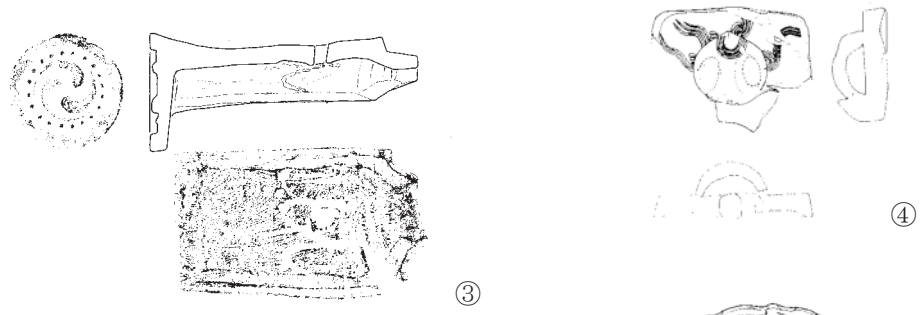
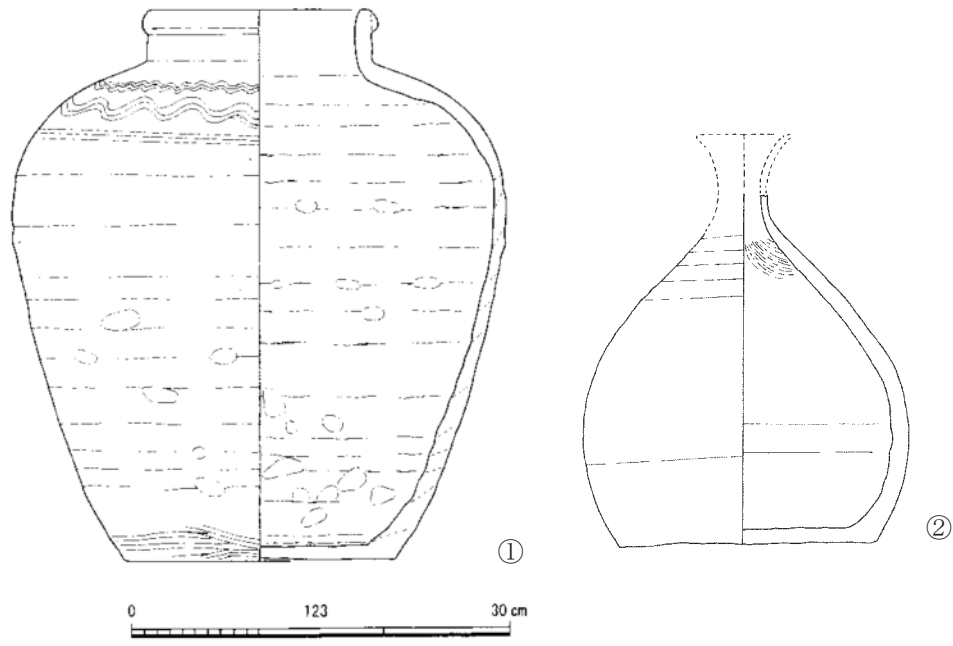
型取り作業にあたっては、遺物を破損及び汚損しないように注意するとともに、製作作業場及び保管場所において万全のセキュリティにより責任をもって管理すること。

(2) 復元・彩色

遺物レプリカ作成にあたっては、出土遺物を完形品の状態に復元する。復元に際しては実物を参考に、色彩等にも注意すること。

(3) 遺物レプリカの展示環境

遺物レプリカについては屋外展示を行うため、塗料については耐候性のものを使用するとともに、その他の仕様も屋外での展示を想定すること。



①備前焼壺、②備前焼徳利、③軒丸瓦、④鬼瓦⑤青花皿、⑥青磁盤



①



④



⑥